

国際見本市会場（インテックス大阪）の改修方針等の検討業務委託（その2）仕様書

1 業務名称

国際見本市会場（インテックス大阪）の改修方針等の検討業務委託（その2）

2 契約期間

契約締結日から令和7年12月1日

3 業務内容

国際見本市会場（以下「インテックス大阪」という。）は1985年に開業した西日本最大の見本市会場である。今年で開業から40年となる中で、建物や設備の経年劣化が相当に進んでおり、加えて国内の大規模展示施設においては建てられた時期が最も古いため機能面でも陳腐化している。そのような状況の中、他都市で次々と新たな展示館の整備が進んでおり、都市間競争力の低下が懸念される状況にある。

一方で、インテックス大阪が立地している咲洲に隣接する埋立地である夢洲では、現在IR-MICEの整備計画が進められており、2030年予定の開業時に2万㎡の展示施設を整備し、その後は開業後15年以内（2045年）に6万㎡、事業期間35年以内（2058年）に10万㎡に段階的拡張していく計画となっている。

本調査は、IR-MICEの拡張計画も踏まえ、今後の展示会・見本市の開催動向や公的展示施設とIR-MICEとの役割の違いなどを調査・分析し、それらを踏まえて求められる施設機能や必要規模を整理・検討し、今後の改修方法の比較を行うと共に、調査結果を踏まえた最適な事業方法の検討を行うものである。

具体的な内容は、次に掲げる（1）～（7）とする。

（1）現状のインテックス大阪の課題と主催者ニーズの整理

令和4年度に取りまとめた国際見本市会場（インテックス大阪）改修基本計画において現運営事業者や主催者6者及び同様施設2施設に対してヒアリングを行っている。

その内容も踏まえたうえで必要があると判断すれば主催者等に対して追加のヒアリングを行い、産業構造が似通っている海外事例も参照のうえ、インテックス大阪の課題と現在の展示施設に求められている機能や設備について整理を行うこと。

なお、ヒアリング調査の対象（件数）については提案に基づき、業者決定後本市と協議することとする。

（2）今後25年間の府内展示会等（※）の開催件数見込みの算出

近年の展示会産業の動向及び国や大阪府市のMICE戦略も踏まえ、2050年までの展示会等の大阪府内における開催件数を、B to B、B to BC、B to C別に算出すること。

（※）インテックス大阪で開催されている全ての催事形態のうち、展示会場の施設機能で

開催可能なもの。

(3) IR-MICE の展示施設と公的展示施設で開催される展示会等の違いの分析

アメリカやシンガポールなどの IR-MICE がある国の 3 箇所以上の事例を元に、IR-MICE の展示施設と公的展示施設で行われる展示会等の違いについて、利用用途や催事
の分野・業種等複数の観点から分析を行うこと。

(4) IR-MICE 開業後のインテックス大阪の催事開催動向と収支予測

IR-MICE 開業後のインテックス大阪の催事開催件数見込みと収支予測について分析
を行うこと。なお、IR-MICE は現在の計画どおりに 2030 年に開業、2045 年に 6 万㎡に
拡張するものとし、10 万㎡の拡張は事業期間内とされているが 2050 年に 10 万㎡に拡
張すると仮定して、10 万㎡拡張後まで分析すること。

(5) IR-MICE 開業後を見据えたインテックス大阪の必要規模

本市で 2017 年に行った「国際見本市会場の今後のあり方検討会議」において、大阪
市で必要な展示面積は 10 万㎡としている。(2)～(4)の結果を踏まえて、IR-MICE
開業後にインテックス大阪として必要な展示面積について調査・分析を行うこと。

(6) 今後の改修方法の比較

(1)～(5)の調査結果を踏まえ、機能向上の対象として予定している 4・5 号館
を改修する手法を複数提示し比較すること。なお、手法については建替えの選択肢も含
めて検討すること。

(7) 最適な事業方法の検討

インテックス大阪の施設の利用状況や本市のインテックス大阪の運営形態（定期建
物賃貸借契約）、他都市 MICE 施設の改修状況や施設の運営形態（指定管理者制度・PFI
など）を踏まえたうえで、現在の運営手法にとられることなく、例えば、設計施工一
括方式（DBO 方式）や PFI（コンセッション方式）など、改修工事・建替え工事を実施
するうえで適当と考えられる事業手法を複数提示し比較すること。

4 成果物の納品

以下を納品すること。

(1) 中間報告書

業務内容(1)～(6)について取りまとめのうえ、中間報告書として令和7年9月
30日までに提出すること。

(2) 最終報告書

業務内容(1)～(7)について取りまとめのうえ、令和7年12月1日までに提出
すること。

(3) 報告書の部数・提出方法等

紙：10部（文字の大きさ 11 ポイント、日本工業規格 A4 判縦で簡易製本とし、写真
等は適宜カラー印刷とする）

電子データ：CD-R 1 枚（PDF 及び PDF に変換する前の CAD・Word・Excel 等の元データ）

受注者は納品すべき成果品が完成した時点で、必ずウイルスチェックを実施し、コンピューターウイルスが存在しないことを確認すること。なお、ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用すること。

CD-R には、「業務名称」、「作成年月日」、「発注者名」、「受注者名」、「ウイルスチェックに関する情報」を明記すること。

（４）納入場所

大阪市経済戦略局立地交流推進部国際担当

（大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号 ATC ビル 0's（オズ）棟南館 4 階）

5 貸与資料

インテックス大阪の現在の収支状況やインテックス大阪で行っている催事などの本市が保有する資料について、業務遂行上必要であれば、受注者に貸与するものとする。受注者は、発注者の指示に従い、借用書を発注者に提出のうえ、資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を発注者に返却しなければならない。

6 その他

- （１）本仕様書及び契約書に定めのない事項については、その都度、事前に発注者と受注者において協議し決定する。
- （２）本業務の遂行にあたっては、発注者と連絡調整を密に行い、円滑に業務を遂行すること。
- （３）本仕様書のほか、暴力団等の排除、公正な業務執行に関しては特記仕様書にて定める。
- （４）受注者は業務実施にあたり、収集する個人情報・法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。なお、取得した個人情報・法人情報は本市に帰属するものとし、個人情報保護法・大阪市個人情報に関する法律の施行等に関する条例に則り、適正に管理すること。
- （５）受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪府が定めた「大阪府における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

再委託に関する特記仕様書

- 1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することができない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。